

国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

～国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」 から e-Tax ～

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができます。

また、作成した申告等データを e-Tax で送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

～所得税及び復興特別所得税の確定申告で e-Tax をご 利用いただくメリット～

○自宅からネットで申告

「確定申告書等作成コーナー」で申告等データを作成し、e-Tax で送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

○添付書類の提出省略

確定申告を e-Tax で行う場合、源泉徴収票や生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

○還付がスピーディー

自宅や税理士事務所から e-Tax で提出された還付申告は3週間程度で処理しています。(1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。)

○24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。(ただし、メンテナンス時間を除きます。)

～「e-Tax」をご利用いただく前に～

e-Tax の利用に際しては、マイナンバーカードの取得や、IC カードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

※住民基本台帳カードに格納された電子証明書をお持ちの方は、その有効期間内であれば継続して使用することができます。

◎問い合わせ先

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

北海道財務局からのお知らせ

借金で悩んだ時～国の相談窓口があります

北海道財務局（金融庁）では、多重債務問題を解決するために相談窓口を設けています。

窓口では、専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。

ぜひお気軽にご利用ください。

多重債務の電話相談は、ご希望があればこちらから折り返します。

《相談員からのお願い》

借金問題には必ず解決の糸口があります、勇気を出して電話してください。

買い物などのクレジットや金融機関の借入れなども相談対象です。一緒に解決の道を考えましょう。

◎問い合わせ先

北海道財務局

☎ 011-807-5144

時間：月曜日～金曜日（休日を除く）

午前9時～12時、午後1時～5時

相続登記はお済みですか？

近時、相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道されるなど、相続登記が社会的な関心を集めていることをご存知でしょうか？

相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないなどの、いわゆる所有者不明土地問題が顕在化しており、また、相続登記の未了は、適切な管理がされていない空き家が増加している大きな要因の一つであるとの指摘もされています。

未来につなぐ相続登記をしませんか？

詳しくは、法務省ホームページでご確認ください。

HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は 自分でお早めに作成を

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

詳しくは、国税庁ホームページ「平成29年分確定申告の医療費控除の提出書類の簡略化について」(https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/iryokoujyo_meisai.pdf)をご覧ください。